

平成30年度事業計画書

【1】基本計画

農業災害補償制度は昭和22年の制度発足以来、幾多の自然災害に的確に対応し、本県の被災農家と地域経済の安定に貢献してきた。

近年では、平成26年の豪雪をはじめ、地震、高温障害、台風、集中豪雨、ひょう害など過去に経験したことのない自然災害等が頻発する中、本制度の役割は益々重要になってきている。

また、この間、農家の要望等を踏まえ幾多の制度改正が行われてきたが、今回の収入保険制度の導入と農業共済制度の見直しは、過去の改正とはレベルが異なる最大の改革といえる。

新たに加わった収入保険制度は、青色申告者を加入対象とし、保険料については保険部分が農業共済事業と同じ50%、積立部分については75%を国が負担する仕組みとなり、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少に加え、価格低下なども含めた、農業者の経営努力では避けられない収入減少を最高80%以上を補填する事業である。一方、農業共済制度の見直しの主なものは、農作物共済の当然加入制の廃止、収穫共済で一筆方式等の廃止とインデックス方式の導入、家畜共済を死亡廃用と疾病傷害に分離、園芸施設共済の短期加入の廃止、全ての事業に個人ごとの危険段階別共済掛金率の導入などであるが、NOSA I組織が一丸となって両制度の周知と加入推進に取り組んでいる。

本県のNOSA I組織では、平成22年度に群馬県全域を区域とする農業共済組合を設立し、制度の普及推進は基より、事業運営の合理化・効率化に取り組み9年目を迎えたが、引き続き、全国統一運動である「安心の未来」拡充運動を軸に、収入保険制度と農業共済制度の推進に取り組むほか、コンプライアンスの遵守は基より、組織体制強化や支所の統廃合の検討に着手し、役職員一丸となって農家・組合員の信頼を確保し、制度の普及と補償の充実を図るものとする。

■ 引受計画と実施方策

農作物共済

1. 引受計画

農業共済制度の見直しにより、水稻・麦については当然加入制から任意加入制への移行や新たに一筆半損特約が設けられる等、平成31年産から大幅に制度が改正されることから、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い引受確保に努める。

水稻については、改正後の引受は平成31年度となるため、平成30年度は改正内容の説明及び周知を徹底し、特に共済掛金等の期限内納入の周知に努め、速やかに移行できるよう準備を行い、また、水田一体化について地区再生協議会と連携し加入推進を行う。

麦については、平成30年度から改正後の引受となることから、一筆方式以外の加入者へは一筆半損特約の推進を行う。

また、近年の異常気象による災害発生が増加していることから、品質部分まで補償対象となる水稻品質方式・麦災害収入共済方式への加入を引き続き推進する。

水稻15,317ha、麦6,650haを引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と完全引受を図るため下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 作付面積の適正把握と対象面積の完全引受
- (3) 共済掛金等未納金の解消
- (4) 水稻品質方式・麦災害収入共済方式の普及拡大
- (5) 一筆半損特約を付加し補償の充実
- (6) 農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入
- (7) 制度の改正内容の説明及び周知

家畜共済

1. 引受計画

家畜の事故による損失の補填と未然防止という家畜共済制度の機能を、畜産農家へ着実に定着させることを目指し、戸別訪問により提案型の加入推進を行い、加入戸数の拡大を図る。

乳牛の雌等については、乳用成牛と乳用子牛等のセット推進を行い、特に、乳用子牛の引受頭数拡大を図る。目標頭数について、乳用成牛は、高齢化等により有資格戸数及び頭数が減少する中、引受率が90%を超えていることから平成29年度実績引受頭数の確保を目標とし、乳用子牛等は平成29年度引受頭数の5%増とする。

肉用牛等並びに種豚・肉豚については、加入戸数を増加させるため、農家が加入方式を選択できるよう複数の加入プランを提示し推進する。特に、事故除外方式について積極的に推進し、引受の拡大を図る。肉用牛等の目標頭数は平成29年度引受頭数の10%増を目標とする。また、種豚・肉豚の目標頭数は、平成29年度実績に、1戸当りの加入頭数を全支所一律に加えた頭数とする。

特に、平成29年度引受実績が無い支所はその解消に努める。

・乳牛の雌等	42,254頭	(成牛	31,548頭	子牛等	10,706頭)
・肥育牛	10,895頭	(成牛	10,283頭	子牛	612頭)

- ・その他の肉用牛 10,560頭 (成牛 5,460頭 子牛等 5,100頭)
- ・種豚 8,057頭
- ・肉豚 65,719頭

2. 実施方策

農業保険法、事務取扱処理要領に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 全戸訪問による提案型引受推進の実施
- (3) 各畜産関係会議への参加
- (4) 家畜共済制度の改正内容の説明と収入保険の周知
- (5) 指定獣医師との連携強化による家畜共済制度の普及

果樹共済

1. 引受計画

果樹栽培農家の高齢化等による廃園・規模縮小に伴い果樹面積は年々減少しており、引受面積も停滞傾向にある。このような状況の中、国が実施する果樹経営支援対策事業の一部事業において、農業共済の加入が補助対象条件となっていることから、同事業の実施情報等を把握し加入推進を図る。また、併せて有資格農業者を的確に把握し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

農業共済制度の見直しにより、果樹共済制度の改正が行われることから、改正内容の説明・周知をしていくとともに、新たに導入される収入保険制度についても周知していく。

果樹は、近年の異常気象による病虫害や局地的な災害、大型台風、突発的な降ひょう等、気象災害の影響を受けやすい永年作物であることから、全ての共済事故が補償対象となる減収総合短縮方式を推進し、りんご4,178a、なし1,570aを引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 減収総合短縮方式の普及拡大
- (4) 地域・品種ごとの収穫量調査
- (5) 農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入
- (6) 制度の改正内容の説明及び周知

畑作物共済（大豆）

1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と引受適格耕地を把握し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、農業共済制度の見直しにより、畑作物共済制度の改正が行われることから、改正内容の説明・周知を行い、一筆方式から半相殺方式等への移行に努め、12,680aを引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努

める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 一筆方式から半相殺方式等への移行推進
- (4) 農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入
- (5) 制度の改正内容の説明及び周知

畑作物共済（蚕繭）

1. 引受計画

本県の養蚕農家は、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少し続けていたが、ここ数年、富岡製糸場の世界遺産の影響もあって、絹への関心が高まり新規就農者が増加している。

本県の繭生産量は全国の4割を占める全国一の養蚕県のため、新規就農者はもちろんのこと、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図り、本県養蚕業の維持発展を図ることを目的に実掃立箱数の820箱を引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 高被害農家への被害低減対策
- (4) 制度の改正内容の説明及び周知

園芸施設共済

1. 引受計画

近年、異常気象が原因と思われる豪雪、大型台風、集中豪雨、突発的な降ひょう、竜巻、ダウンバースト等により県内の施設園芸用ハウスは大きな被害を受けている。

このような状況の中、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、農業共済制度の見直しにより、園芸施設共済制度の改正が行われることから、改正内容の説明・周知していくとともに、新たに導入される収入保険制度についても周知し、継続加入者の完全確保と未加入者の解消を図るとともに、ハウス本体・附帯施設は園芸施設共済、施設内農作物は収入保険へのセットでの加入推進を目的に、56,363aを引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 継続加入者の完全引受
- (4) 3年補償満了となるメーカーハウスへの積極的な加入推進
- (5) 復旧費用、撤去費用の加入推進
- (6) 多目的ネットハウスの推進

- (7) 農業者ごとの危険段階別共済掛金率の段階的導入
- (8) 制度の改正内容の説明及び周知

建物共済

1. 引受計画

貴重な財産である住宅・農作業場・家具類等を火災や自然災害から守るため、加入者へ申込書等の記入例や加入手続きをわかりやすくしたパンフレット等を提示し、もれのない推進を基本とする。併せて、近年全国各地で自然災害が多発している状況から、加入者ニーズに対応して、総合共済を積極的に推進することと、加入者の家具類平均加入金額が低額なため、本県は落雷被害が多いことから増額推進並びに家具類未加入者へ新規推進を実施する。また、制度共済加入者で建物共済未加入者の洗い出しを行い、未加入畜舎や作業場等の新規推進を行う。

2. 実施方策

農業保険法・定款・約款等に基づく適正な事務処理と、適正で十分な補償額の推進。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事業実施
- (2) 総合共済の推進
- (3) 家具類の推進強化
- (4) 未加入物件の把握及び新規推進
- (5) 推進会議内容の見直しと改善
- (6) 掛金等の口座振替の推進

収入保険

1. 引受計画

平成30年4月1日より、農業保険法が施行され、近年多発する自然災害や価格低下など様々なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填し、安定した農業経営を実現させるための収入保険制度が導入されたことに伴い、青色申告を行う農業者に対し加入推進を行う。

収入保険制度について、制度内容を知らなかったと言われることがないよう農業者に確実に周知し、その上で加入いただけるよう働きかける。そのために、あらゆる機会、制度内容等についてわかりやすく、丁寧に説明し、農業共済制度であっても、収入保険制度であっても、それぞれの農業者に最も適した保険を選択し加入してもらえるよう推進し、2,400戸を引受計画とする。

2. 実施方策

農業保険法・事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) パンフレット・チラシ等を活用した制度周知及びシミュレーションソフト等活用
- (3) 関係機関等の協力を得て、生産部会等の会議に参加し制度説明
- (4) 青色申告実施者の情報を収集及び説明会を開催し加入推進
- (5) 園芸施設共済推進時に、施設本体等は園芸施設共済・施設内農作物は収入保険のセット加入を推進
- (6) 果樹共済推進時に、収入保険への移行を推進
- (7) 露地野菜農家・こんにゃく農家・きのこ農家・養蜂農家等への制度周知及び戸別訪問等による加入推進

■ 損害評価の適正化方策

農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等の的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 近年の異常気象による水稻の高温障害については、県内80箇所の調査圃場に積算温度計を設置し、その結果と関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

家畜共済

1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家、診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、「廃用等の範囲」（概要は以下に記述）の周知を図るとともに同条の基準を遵守する。また、土曜日の牛の死亡事故確認については、組合職員が対応する。しかしながら、ゴールデンウイーク・年末年始等の牛の死亡事故確認については、家畜衛生研究所のBSE検査受付日に併せた実施を基本とする。

《廃用等の範囲》

- | | |
|------|---|
| 1号廃用 | 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。 |
| 2号廃用 | 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。 |
| 3号廃用 | 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛白血病・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。 |
| 4号廃用 | 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。 |
| 5号廃用 | 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。 |
| 6号廃用 | 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。 |
| 7号廃用 | 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。 |

※1号及び3号による廃用事故については、当該家畜の写真撮影を行い、家畜共済死廃事故記録とともに支所で5年間保存する。

- (2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認の完全実施をする。
- (3) 事故の発生連絡を、確実にを行うよう周知徹底する。

2. 病傷事故の適正化

- (1) 事故発生通知・病傷事故診断書・共済金代理受領委任状・領収書等の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。また、指

定外獣医師については、病傷事故診断書に係る診療費の領収書提出をもって加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。

(2) 病傷審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、1割以上の病傷事故診断書の現地調査を適正に実施し、その事実の記録と確認を徹底する。

3. 死廃共済金支払限度額超過後の適正な事故の取扱い

加入農家の被害実態を適正に反映させた危険段階共済掛金率・死廃共済金支払限度率等の設定に資するため、死廃共済金支払限度超過後に発生した事故についても、事故の発生から損害評価までの一連の事務を行う。

4. 指定獣医師との連携強化

死廃・病傷事故について、全般的に指定獣医師と連絡を密にする。

果樹共済

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努めるとともに現地調査要領・損害評価要綱に基づく適正な損害評価を実施する。
3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して損害評価体制の確立を図る。

畑作物共済（大豆）

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努めるとともに現地調査要領・損害評価要綱に基づく適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。特に桑葉被害にあっては、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
2. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

園芸施設共済

1. 戸別訪問引受時や推進会議時等に適正な被害申告を促すことにより、損害評価の適正化を図る。
2. 台風や雪害等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して損害評価体制の確立を図る。
3. 施設内農作物の病虫害評価については、職員を対象とした現地研修を実施して評価技術の向上を図る。

建物共済

1. 事故発生時における評価の迅速化及び落雷、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評

価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。

2. 評価担当職員を対象とした評価研修会を実施し、モラルリスク事故発生の見極めを適確に実施し、モラルリスク案件については、外部調査機関に調査依頼することにより不正請求の防止及び抑止に努める。

また、近年の建物等事故調査は鑑定士に依頼している現状があるので、損害評価体制の見直しを図る。

■ 損害防止事業の実施方策

損害防止事業を実施するにあたり、各事業予算の範囲内において特別積立金等を取り崩して損害の未然防止に努める。

農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター、JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

家畜共済

共済事故発生の未然防止並びに損害の防止を図ることは、家畜共済事業の安定的運営に不可欠であり、次の事業について、特別積立金を取り崩して効果的に実施する。

1. 特定損害防止事業

共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害の防止を行う事業である。特定損害防止事業の効率的かつ適正な実施により被害率の低下に努める。なお対象疾病については、乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎を重点的に実施する。

2. 一般損害防止事業

加入農家に対して損害防止品を配布する。損害防止品は「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守し選定する。

果樹共済

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、ウッドチップパー等の農家支援機械の貸し出しや土壌診断等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター、JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

畑作物共済（大豆）

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤配布等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター、JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

畑作物共済（蚕繭）

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤配布等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター、JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

園芸施設共済

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除資材配布等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター、JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

■ 執行体制の整備

業務運営及び組織機能強化

1. 業務運営内容の意思決定及び執行の監督を行う理事会を定期及び必要に応じて開催し、健全性及び適切性を確保した運営に努める。
2. 業務の適正執行を期するため監事会の開催及び定期監査を実施する。監事監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による税務指導を受け、財務運営の適正化に努める。
3. 支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともに適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンスプログラムの実践と着実な実施を図り、組合の引受リスク、事務リスク及びシステムリスクを抑えるため、当該業務が適正に実施されているか法令等の遵守及び各種リスク態勢に基づいた確認を適宜行う。
5. 検査専門部署を総合対策室から監査室に名称変更し、定期的な内部検査に特化した体制を継続する。また、各部署の自主点検実施を指導し、内部管理体制の強化に努め不祥事件の未然防止を図る。
6. 事務執行体制においては、本所は、事業計画を始め、総務・経理及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。支所は、庭先活動を主とする事業推進等の充実・強化を図り、グループ内の業務連携を基に効率的な組織体制（少数精鋭）の構築強化に努める。
7. 組合の財務の健全化と効率執行を図り、一層のコスト低減・節減を実行し、業務収支率の改善に努める。また、資源のある引受低位の事業の加入推進を重点に事業を展開し、安定的な収入確保に努める。
8. 支所職員を中心に日常業務における組合員及び農家への訪問により、農家ニーズや組合員の満足度の把握・分析を行い、ニーズに沿った施策の実施や制度に対する不満の解消に努める。
9. 基礎組織役員について、集落機能や農業の生産構造の変化等を見据え、損害評価員と共済連絡員を兼務するNOSA I 部長制度への移行を図る。

各支所に組織した農業共済事業運営協議会を軸に、農業保険制度への理解と協力を図り、役割意識の高揚に努める。

10. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、制度内容、事務手続き、事業推進方策、損害評価方法等について研修・講習会を開催する。
11. 全国農業共済組合連合会と連携して、収入保険制度の導入に向けた組織及び運営体制の構築を進め、収入保険担当の企画情報課を中心に、制度内容の周知を図り、青色申告への移行推進及び加入対象となる有資格者の情報収集を行い、加入推進を図る。同時に農業共済制度の見直しについては内容の理解醸成を図り、すべての農家に周知を図る。
12. 職員の人材育成と教育を勧め、それぞれの資質向上を図るため、職務遂行能力や専門知識を習得するための研修会の開催若しくは参加により、適正な事務・業務運営に取り組む。

事務機械化

1. 情報システム安全対策基準（平成7年8月29日・通商産業省告示第518号）に基づき、農業保険情報に係る脅威を想定し、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し、一元管理により事務の共通化・効率化に努める。
3. 個人情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止等に努め、適切な安全管理を実行する。
4. 効率的なシステム運営により、帳票デザインの統合及び在庫管理の一元化を図る。また、組織内の情報共有及び職員のスケジュール管理を効率的に行うため、組織内ネットワークを有効に活用する。
5. 機器導入の長期的更新計画を作成し、情報を安全管理・運用できる機器の更新に努め、併せて機器導入時には、業務経費の節減及び更新計画の見直し検討を行う。

広 報

1. 広報紙を年4回発行し、中央情勢、事業別の情報及び地域の情報を発信する。また、組合員へのより詳細な情報については農業共済新聞（平成29年度から北関東版発行：群馬、栃木、茨城）を有効活用し情報提供を行う。
2. 農業保険制度の普及拡大には、NOSA Iの情報を正確にすばやく多くの地域に伝えることが重要な役割となるため、事業推進に繋がる広報の展開を図り、全事業の推進用パンフレットの作成やホームページを活用した広報活動を行う。
3. 一般新聞への記事掲載等により、NOSA Iに係る情報を多くの地域に伝える対外広報を積極的に展開する。
4. 農村女性の広範囲なネットワーク化を図るため、NOSA I女性の会の継続的な事業活動の支援と活動の活発化を図るとともに、構成委員からの農業保険事業に係る情報提供を促すこととする。

■ 予算統制の方策

1. 事業計画の達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、効率的な資金運用により収入確保に努めるとともに、適正な予算執行に努める。
3. 経常経費について、極力節減を図り財務の安定化を図る。

■ 家畜診療所事業実施計画

中央家畜診療所及び2地区(中部地区、北部地区)診療所においては、コンプライアンスを遵守し下記の事項を重点に事業展開を図る。

(1) 中央家畜診療所

県内の産業動物獣医療の臨床検査センターの拠点として、指定獣医師等から依頼された血液検査等を迅速に実施してフィードバックする。また、地区診療所の業務を支援し円滑な家畜診療所運営を行う。

中央家畜診療所検査実施計画

検査名	臨床検査			特定損害防止事業
	血液検査	細菌検査	虫卵検査	血液検査
件数	件 500	件 25	件 3	件 100

(2) 地区家畜診療所

地域と密着した下記業務を行う

- ① 家畜共済加入家畜の診療
- ② 特定損害防止事業の実施
- ③ 受精卵採卵、移植、繁殖検診等診療以外の収入確保のための事業の実施
- ④ 引受検査及び事故確認
- ⑤ 家畜共済の加入推進
- ⑥ 関係機関及び指定獣医師との連携強化
- ⑦ 生産団体への指導協力

地区診療所実施計画

診療所名	引受頭数		診療予定頭数		損害防止事業	その他防疫業務等
	有資格頭数	引受計画頭数	共済事故	共済事故外	実施内容	実施内容
中部地区	頭 272,230 (194,770)	頭 57,270 (33,173)	件 1,735	件 1,175	1 特定損害防止事業 2 一般損害防止事業	1 引受推進 2 各種予防注射 (1,900頭)
北部地区	頭 34,910 (14,890)	頭 15,173 (1,990)	件 1,338	件 1,121	1 特定損害防止事業 2 一般損害防止事業	1 引受推進 2 各種予防注射 (350頭)
合計	頭 307,140 (209,660)	頭 72,443 (35,163)	件 3,073	件 2,296		各種予防注射計 (2,250頭)

(注) ()内は肉豚内数

共済目的の種類別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済			家畜共済										
		水稲	陸稲	麦	乳成用牛頭	乳用子牛等頭	肥育用成牛頭	肥育用子牛頭	その他の肉用成牛頭	その他の肉用子牛等頭	一般馬頭	種豚頭	肉豚頭	肉用種雄牛頭	
区域内の概数(A)	99,392	a	a	a	33,710	30,620	42,250	2,570	10,240	11,340	0	67,940	538,260	0	
本年度引受計画(B)	99,392	一筆方式	1,454,032		337,735	31,548	10,706	10,283	612	5,460	5,100	0	8,057	65,719	0
		半相殺方式	21,232		0										
		全相殺方式	0		0										
		品質方式	56,436												
		災害収入共済方式			327,265										
		計	1,531,700	—	665,000										
本年度引受率(B/A)	100		99.3	—	88.0	93.6	35.0	24.3	23.8	53.3	45.0	0.0	11.9	12.2	0.0

共済目的等 項目	果樹共済(収穫)			畑作物共済			園芸施設共済										建物共済					
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス								農家建物				
								I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類					
区域内の概数(A)	a	a	a	a	箱	箱	箱	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
	41,700	21,500		30,100	357	214	386	—	410	10	12,760	2,350	2,160	930	530	3,250	200				171,756	
本年度引受計画(B)	半相殺減収総合一般方式	0	0	0	一筆方式	10,917	304.0	192.7	322.0	—	227	2	12,181	649	483	304	90	3,224	110	105,995		
	樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	半相殺方式	0																
	半相殺減収総合短縮方式	47	0	142	全相殺方式	1,763																
	樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0																		
	半相殺特定危険方式	4,103	0	1,428																		
	樹園地単位特定危険方式	28	0	0																		
	計	4,178	0	1,570	計	12,680																
本年度引受率(B/A)		10.0	0	7.3		42.1	85.2	90.0	83.4	—	55.4	20.0	95.5	27.6	22.4	32.7	17.0	99.2	55.0		61.7	

(注) 畑作物共済(蚕繭)は1箱3万粒換算の箱数。

農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

項 目		引 受 面 積 等		共 済 金 額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
共済目的等				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
農 作 物	水 稲	一筆方式	a	a	6,835,602	33,070	16,531	16,539	18,765	△ 2,234	14,305
		半相殺方式	1,454,032	1,453,676	136,426	592	296	296	332	△ 36	260
		全相殺方式	21,232	21,227	0	0	0	0	0	0	0
		品質方式	0	0	320,477	5,820	2,910	2,910	3,623	△ 713	2,197
		計	56,436	56,422	7,292,505	39,482	19,737	19,745	22,720	△ 2,983	16,762
	陸 稲	1,531,700	1,531,325	0	0	0	0	0	0	0	
	麦	一筆方式	337,735	352,856	915,816	15,298	7,649	7,649	3,710	3,939	11,588
		半相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		災害収入共済方式	327,265	341,918	1,773,468	72,579	37,293	35,286	29,311	7,982	43,268
計		665,000	694,774	2,689,284	87,877	44,942	42,935	33,021	11,921	54,856	
小 計	2,196,700	2,226,099	9,981,789	127,359	64,679	62,680	55,741	8,938	71,618		
家 畜	包 括 個 別 共 済	乳用成牛	31,548頭	31,647頭	6,125,840	781,025	404,952	421,747	328,136	76,816	498,563
		乳用子牛等	10,706	10,074	653,600	45,674					
		肥育用成牛	10,283	9,089	2,250,210	12,325	38,283	58,552	32,448	5,835	64,387
		肥育用子牛	612	494	76,030	2,516					
		その他の肉用成牛	5,460	5,073	1,226,340	43,228					
		その他の肉用子牛等	5,100	4,656	567,870	38,766	0	0	0	0	0
	一般馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	種 豚	8,057	5,784	357,190	1,257	396	861	376	20	881	
	肉 豚	65,719	52,780	287,980	3,889	1,555	2,334	1,875	△ 320	2,014	
	肉用種種雄牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	137,485	119,597	11,545,060	928,680	445,186	483,494	362,835	82,351	565,845	

(注) 農作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考	
		本年度予定	前年度実績	A 総額	B国庫負担金		C農家負担金							
家 畜	包 括 個 別 共 済	死亡 廃用	搾 乳 牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			育 成 乳 牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			繁 殖 用 雌 牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			育 成・肥 育 牛	605	0	130,110	2,183	1,091	1,092	1,025	66	1,158		
			種 豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			肉 豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	605	0	130,110	2,183	1,091	1,092	1,025	66	1,158				
	疾 病 傷 害	乳 用 牛	1,267	0	203,290	16,625	8,312	8,313	9,839	△ 1,527	6,786			
		肉 用 牛	605	0	130,110	1,569	784	785	1,025	△ 241	544			
		種 豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	1,872	0	333,400	18,194	9,096	9,098	10,864	△ 1,768	7,330			
	小 計		2,477	0	463,510	20,377	10,187	10,190	11,889	△ 1,834	8,488			

共済目的等	項 目			受		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考			
	本年度予定	前年度実績	千円	A 総額	B国庫負担金		C農家負担金	千円	千円					千円		
	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
果	収	い	半減相 園取總 地合一 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			半減園取總 地合一般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			半減相 園取總 地短縮方 位殺	47	63	2,510	182	91	91	106	△	15	76			
			半減園取總 地短縮方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			半特 園取總 地險方 位殺	4,103	4,788	373,910	11,154	5,577	5,577	6,392	△	815	4,762			
			半特 園取總 地險方 位殺	28	62	1,990	60	30	30	29		1	31			
			計	4,178	4,913	378,410	11,396	5,698	5,698	6,527	△	829	4,869			
			半減相 園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			半減園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			半減相 園取總 地短縮方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半減園取總 地短縮方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	種	う	共	半相殺 園取總 地險方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				半特 園取總 地險方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				半減相 園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				半減園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				半減相 園取總 地短縮方 位殺	142	82	12,990	218	109	109	164	△	55	54		
				半減園取總 地短縮方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				半特 園取總 地險方 位殺	1,428	1,804	134,720	2,820	1,410	1,410	2,181	△	771	639		
				半特 園取總 地險方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計				1,570	1,886	147,710	3,038	1,519	1,519	2,345	△	826	693			
小	計	5,748	6,799	526,120	14,434	7,217	7,217	8,872	△	1,655	5,562					
樹	な	し	半減相 園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			半減園取總 地般方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			半減相 園取總 地短縮方 位殺	142	82	12,990	218	109	109	164	△	55	54			
			半減園取總 地短縮方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			半特 園取總 地險方 位殺	1,428	1,804	134,720	2,820	1,410	1,410	2,181	△	771	639			
			半特 園取總 地險方 位殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			計	1,570	1,886	147,710	3,038	1,519	1,519	2,345	△	826	693			
			小	計	5,748	6,799	526,120	14,434	7,217	7,217	8,872	△	1,655	5,562		
			畑	大	豆	一筆方式	10,917	10,069	12,356	239	131	108				
						半相殺方式	0	0	0	0	0	0	267	30	274	
全相殺方式	1,763	1,626				5,000	302	166	136							
計	12,680	11,695				17,356	541	297	244	267	30	274				
蚕	繭	繭		春蚕繭	304.0 箱	298.5 箱	30,770	122	61	61	53	8	69			
				初秋蚕繭	192.7	178.0	16,760	100	50	50	14	36	86			
				晩秋蚕繭	322.0	304.5	28,180	347	173	174	120	53	227			
				計	818.7	781.0	75,710	569	284	285	187	97	382			
小	計				93,066	1,110	581	529	454	127	656					

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。畑作物共済(蚕繭)は1箱3万粒換算の箱数。

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
園 芸 施 設	ガラス室	I類(木 造)	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		II類(鉄 骨)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	プラスチックハウス	I類(木 竹)	2	2	5,723	7	3	4	3	0	4	
		II類(パイプ)	12,181	11,109	3,763,633	99,457	48,451	51,006	56,023	△ 7,572	43,434	
		III類(鉄骨下)	649	594	2,819,186	54,961	26,650	28,311	30,900	△ 4,250	24,061	
		IV類(甲)	483	441	2,950,096	35,365	16,868	18,497	19,993	△ 3,125	15,372	
		IV類(乙)	304	279	1,833,947	12,202	5,951	6,251	5,684	267	6,518	
		V類(鉄骨上)	90	90	631,578	4,733	2,161	2,572	2,499	△ 338	2,234	
		VI類(雨よけ施設等)	3,224	2,950	361,562	5,191	2,583	2,608	2,032	551	3,159	
		VII類(多目的ネット)	110	100	40,709	478	239	239	199	40	279	
小 計		17,270	15,791	15,398,797	232,759	112,147	120,612	127,576	△ 15,429	105,183		
合 計					38,008,342	1,324,719	639,997	684,722	567,367	72,630	757,352	

イ 建物共済事業の規模

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			再共済掛金 C	再共済手数料 D	手持保険料 A-(C-D)
			本年度予定	前年度実績		掛金総額 A+B	純掛金 A	事務費 B			
共済関係	建物総合	棟	棟	万円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	収容農産物 タイプA	9,974	9,431	9,212,273	196,671	133,452	63,219	59,001	19,765	94,216	
	収容農産物 タイプB	0	1	0	0	0	0	0.0	0.0	0	
	建物火災	1	2	600	12	8	4	4	1	5	
	計	96,020	100,488	110,936,191	972,134	534,780	437,354	291,640	118,114	361,254	
再 共 済 割 合		105,995	109,922	120,149,064	1,168,817	668,240	500,577	350,646	137,880	455,475	
						30%	再共済手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%				